

平成27年10月吉日

関係各位

大阪市立御幣島小学校
学校協議会 会長 竹本 剛
(扱い:事務局 富永成勲)

学校協議会開催のお知らせ

大阪市立御幣島小学校 第2回学校協議会の会議を、次のとおり開催します。

1 開催日時

平成27年11月11日（水） 午後7時00分から午後8時00分まで

2 開催場所

大阪市立御幣島小学校 1階 多目的室

3 案件

学校の「運営に関する計画」中間評価について

「全国学力・学習状況調査」の結果について

学校選択制に関わって

その他

4 傍聴者の定員

10名

5 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場することができます。

詳細は、学校協議会傍聴要綱をご覧下さい。

なお、傍聴の申込手続は先着順で行いますので、定員になり次第、申込手続を終了します。

6 問い合わせ先

学校協議会事務局（御幣島小学校 教頭 富永 成勲）

（電話（06）6475-7111）

大阪市立御幣島小学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立御幣島小学校学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定期刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。